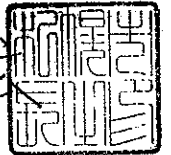


札幌市児童相談所設置条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する市長が別に定める日を定める規則を次のように制定する。

令和7年9月12日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第56号

札幌市児童相談所設置条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する市長が別に定める日を定める規則

札幌市児童相談所設置条例の一部を改正する条例（令和7年条例第18号）附則第2項に規定する市長が別に定める日は、令和7年9月21日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。